			改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第八項において準用する場合を含む。）
前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	低い額に前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額で得た額に十二を乗じて得た額を当該老齢厚生年金の基本月額で除して得た数を乗じて得た額	十二を乗じて得た額に改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第八項において準用する改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二第一項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による改正後